

平成 30 年 7 月 13 日

一般社団法人 日本病院会 会員関連病院  
理事長 様  
病院長 様  
事務部長 様

一般社団法人 日本病院会

## 国税庁の特定医療法人に係る申請様式の改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は本会事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特定医療法人制度については、平成 30 年度税制改正に伴い改正があったところです。

この度、国税庁が特定医療法人の申請様式について、平成 30 年度税制改正に伴う改正及び様式全般についての見直しを行った旨の情報提供がございましたので、下記の国税庁ホームページをご案内させていただきます。

何卒、ご高覧いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ○国税庁ホームページ

ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ 申告手続・用紙/ 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）  
/ 税務手続の案内（税目別一覧）/ 特定医療法人関係/

[手続名] 特定医療法人としての承認を受けるための申請

<概要>

財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもののうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項で定める要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けるための手続です。

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryu/annai/01.htm>

#### ○国税庁ホームページ

ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ 申告手続・用紙/ 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）  
/ 税務手続の案内（税目別一覧）/ 特定医療法人関係/

[手続名] 承認要件を満たす旨を説明する書類の提出

<概要>

国税庁長官の承認を受けた医療法人（特定医療法人）が、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する際に、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出するための手続です。

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryu/annai/02.htm>